

行田市小規模契約希望者登録を希望する方へ

【一般的事項】

1 目 的

この登録制度は、行田市が発注する小規模な建設工事、修繕、業務委託、建設資材、物品の購入等の契約のうち、競争入札参加資格審査申請をされていない方でも契約することができる「少額で内容が軽易な契約」を希望する方を登録し、積極的に業者選定の対象とすることによって、市内業者の受注機会を拡大し、市内経済の活性化を図ろうとするものです。

〔登録できる方〕

行田市内に主たる事業所を有する方（法人・個人は問いません。）

〔登録できない方〕

- ① 行田市内に主たる事業所を有しない方（他の市町村に本社・本店がある場合や、行田市外に事業所があり、自宅だけが行田市内にある場合等は、登録できません。）
- ② 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ていない方
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により市の競争入札に参加させないこととされた方
- ④ 行田市競争入札参加資格者名簿に登載されている方
- ⑤ 希望業種を履行するために必要な資格、許可等を有しない方

登録申請をした方については、「行田市小規模契約希望者登録名簿」に登載後庁内に公開し、市が発注する小規模な契約の際の業者選定の対象となります。なお、指名や契約を約束するものではありません。

2 有効期間

有効期間は、西暦における偶数年8月1日から翌々年7月31日までの2年間です。その後は、2年ごとに改めて申請により、登録を受け付けます。

なお、申請は随時受け付けますが、その場合の有効期間は、2年間のうちの残期間となります。

また、有効期間中に市に対し競争入札参加資格審査申請をし、名簿に登載された場合は、重複する業種については登録を取り消します。

3 契約者の選定方法

原則として複数の業者の見積競争により、最も低価な見積書を提出した者と契約することになります。

なお、見積りに指名されても都合により辞退することは自由です。辞退する場合は必ず連絡（電話可）をお願いいたします。

4 請書

受注した場合は、請書による契約となります。この場合の契約保証金は原則として免除します。

5 下請け等の禁止

契約の履行は、行田市契約規則、行田市建設工事標準請負契約約款、その他関係法令に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。

なお、請け負った契約は、自ら履行することを原則として丸投げ等の一括下請け及び市の認めた場合以外の下請けはできませんので、希望業種の範囲は、自ら施工（履行）できる業種を記載してください。

6 請負代金支払時期

請負代金の支払いは、履行完成後に行う検査に合格後、請求に基づき支払います。支払期間は、正当な請求を受けた日から30日（建設工事は40日）以内です。前払金や中間払金はありません。

7 契約関係法の遵守

契約に関して談合等の独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為を行ってはなりません。登録業者が、業務に関して不正又は不誠実な行為等があった場合は、登録を取り消します。

8 登録名簿の公開

この登録名簿は、庁内に公開するほか、契約制度の透明性を向上するため一般に公開（閲覧）しますので、予めご承認のうえ申請してください。

【申請書の書き方】

1 「住所又は所在地」

- ① 事業所の所在地を記入してください。
- ② 個人事業主が自宅で事業を行っている場合は、自宅を所在地として記入してください。

2 「商号又は名称」

- ① 法人の場合は、商業登記簿に記載された商号を記入し、個人等の場合は、通常用している名称がある場合は、それを記入してください。

3 「代表者職、氏名」

- ① 「職」は、法人の場合は、商業登記簿に記載された「代表取締役」等の職名を記入し、個人事業主の場合は、「代表」と記入してください。

4 印 鑑

- ① この申請書に押印する印は、登録期間中に見積書、契約書、請求書等に使用する印となります。
- ② 法人の場合は、代表取締役印（登録印）を、個人事業主の場合は、実印でなくても結構ですが、ゴム等の変形しやすいものなどは使用しないでください。

5 「希望業種」

- ① 5業種以内であれば、内容の制限はありません。ただし、その希望業務を履行するにあたって、法令の定めにより登録、免許又は許可等を必要とする場合は、それらが無ければ申請できません。
- ② 業種は簡潔かつ具体的に記入してください。登録、免許又は許可等を有する方は、その種類、名称等を希望業種欄の右欄に記入してください。
- ③ 建設業許可、測量業者登録、建築士事務所登録を受けている方は、証明書の写しを添付してください。

『希望業種の記載例』

ブロック積工事、大工工事、左官工事、足場工事、塗装工事、造園工事、外壁吹付工事、土留工事、とび工事、ネットフェンス設置工事、水道設備工事、構内電気設備工事、畳製造・修繕、ふすま工事、壁紙貼り付け、ガラス工事・修繕、門扉取り付け、内装間仕切り工事、家具工事、建具取り付け、サッシ取り付け、家電製品販売、金物・雑貨販売、スポーツ用品販売、砂利販売、コンクリート・ブロック販売、カメラ用品販売、パソコン販売、文具販売、生け花販売、種苗販売……………。

ここに記載した業種は一例です。業種の書き方は問いません。希望する業種を具体的に分かりやすく1枠に1業種とし、5業種まで記入してください。

この制度について不明な点は、下記まで問い合わせください。

〒361-8601

行田市本丸2番5号

行田市役所 総務部 契約検査課

TEL 556-1111 (内線) 213・214